

議案第 22 号

那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市職員給与条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

(那須烏山市職員給与条例の一部改正)

第1条 那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例により支給する職員の給与の種類は、給料、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、法第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例により支給する職員の給与の種類は、給料、管理職手当、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、法第22条の4第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、当該職員の同日前における直近の人事評価の結果及び同日前1年間における当該職員の勤務の状況に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が<u>6級</u>である職員にあつては3号給、職務の級が<u>7級</u>である職員にあつては1号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～11 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、当該職員の同日前における直近の人事評価の結果及び同日前1年間における当該職員の勤務の状況に応じて、行うものとする。</p> <p>6 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が<u>6级以上</u>である職員にあつては、<u>3号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～11 略</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p>

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が

生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第9条の3 前条第1項の規則で定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する事務所が移転した場合（当該職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域が同条第1項の規則で定める地域に該当しないこととなる時は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される

期間を除き、同条の規定にかかわらず、当該異動等の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間においてそれぞれ当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（同条第3項の規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）

、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する地域を異にして異動した場合その他市長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、市長の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に前条第3項の規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

2. 国若しくは他の地方公共団体の職員若しくはその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして規則で定めるものがあつた者が、前条第2項第1号の1級地に係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第9条の4 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を

第9条の2 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を

負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の

負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の

その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月額で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第16条の4 管理職員特別勤務手当は、次の各号のいずれかに該当する管理職員に対して支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務をした管理職員

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした管理職員

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる管理職員 同号の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 前項第2号に掲げる管理職員 同号の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

3 略

前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 略

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第16条の4 管理職員特別勤務手当は、次の各号のいずれかに該当する管理職員に対して支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）に勤務した管理職員

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職員

2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる管理職員 同号の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる管理職員 同号の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

3 略

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.0 (職務の級が6級以上である職員(規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の105.0)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職務の級が3級以上である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50.0(特定幹部職員にあつては、100分の60.0)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(退職者の給与)

第18条 略

2 略

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125.0 (職務の級が6級以上である職員(規則で定める職員を除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては100分の105.0)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。

5 職務の級が3級以上である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額_____を加算した額に100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50.0(特定幹部職員にあつては、100分の60.0)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____とする。

4・5 略

(退職者の給与)

第18条 略

2 略

<p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第18号）第3条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～8 略</p>	<p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p> <p>5 職員が那須烏山市職員の分限の手續及び効果等に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第18号）第3条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>6～8 略</p>
--	---

（那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 那須烏山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	現行
<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>(扶養手当) 第4条 略</p> <p><u>地域手当</u> 第4条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>(支給額決定の基準) 第13条 職員の給与の額は、那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号）の適用を受ける者の給与の額との権衡、職務の特殊性その他の事情を考慮して定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類) 第2条 略 2 略 3 手当の種類は、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給与については、扶養手当及び住居手当を除くものとする。</p> <p>(扶養手当) 第4条 略</p> <p>(支給額決定の基準) 第13条 職員の給与の額は、那須烏山市職員給与条例（平成17年____那須烏山市条例第37号）の適用を受ける者の給与の額との権衡、職務の特殊性その他の事情を考慮して定めるものとする。</p>

の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給与の種類は、那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号。以下「給与条例」という。）第1条の2の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第8条及び第9条の4	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員
略		

（専門的一般任期付職員の給与の取扱い）

第11条 専門的一般任期付職員（企業職員である専門的一般任期付職員及び技能労務職員である専門的一般任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給与の種類は、給与条例第1条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、専門的一般任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第9条の4、第17条第3項及び第17条の4第2項	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員及び専門的一般任期付職員

（一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱い）

第12条 一般任期付職員（企業職員である一般任期付

の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である特定任期付職員及び技能労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給与の種類は、那須烏山市職員給与条例（平成17年10月那須烏山市条例第37号。以下「給与条例」という。）第1条の2の規定にかかわらず、給料_____、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、特定任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第8条及び第9条の2	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員
略		

（専門的一般任期付職員の給与の取扱い）

第11条 専門的一般任期付職員（企業職員である専門的一般任期付職員及び技能労務職員である専門的一般任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の給与の種類は、給与条例第1条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当_____、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、専門的一般任期付職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第9条の2、第17条第3項及び第17条の4第2項	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員及び専門的一般任期付職員

（一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与の取扱い）

第12条 一般任期付職員（企業職員である一般任期付

職員及び技能労務職員である一般任期付職員を除く。以下この条において同じ。)及び任期付短時間勤務職員(企業職員である任期付短時間勤務職員及び技能労務職員である任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給与の種類は、給与条例第1条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
<u>第9条の4</u>	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員
略		

職員及び技能労務職員である一般任期付職員を除く。以下この条において同じ。)及び任期付短時間勤務職員(企業職員である任期付短時間勤務職員及び技能労務職員である任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)の給与の種類は、給与条例第1条の2の規定にかかわらず、給料、管理職手当_____、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2～4 略

5 前各項に定めるもののほか、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
<u>第9条の2</u>	定年前再任用短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員
略		

(那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年9月那須烏山市条例第13号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	現行
(給与の種類) 第3条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給与は、給料、 <u>地域手当</u> 、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 2 略 (給料の支給) 第7条 略 <u>(地域手当)</u> 第7条の2 <u>給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> (勤務1時間当たりの給与額) 第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第10条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条に規	(給与の種類) 第3条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給与は、給料_____、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。 2 略 (給料の支給) 第7条 略 (勤務1時間当たりの給与額) 第13条 第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第10条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第11条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条に規

定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

(通勤に係る費用弁償)

第25条 略
2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第9項までの規定の例による。ただし、日額又は時間額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(期末手当)

第24条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

(通勤に係る費用弁償)

第25条 略
2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第8項までの規定の例による。ただし、日額又は時間額により報酬を定められたパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、規則で定める。

<p>第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>
--	--

(那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 那須烏山市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、那須烏山市職員給与条例（平成17年那須烏山市条例第37号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給料（給料の調整額を含む。）</u>及び管理職手当の月額並びにこれらに対する<u>地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、那須烏山市職員給与条例（平成17年那須烏山市条例第37号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____減額して支給する。</p>

(那須烏山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 那須烏山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、那須烏山市職員給与条例（平成17年那須烏山市条例第37号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給料（給料の調整額を含む。）</u>及び管理職手当の月額並びにこれらに対する<u>地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して支給する。</u></p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、那須烏山市職員給与条例（平成17年那須烏山市条例第37号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____減額して支給する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日(次項において「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の那須烏山市職員給与条例(次項において「改正後給与条例」という。)第8条の規定の適用については、同条第2項中
「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、
同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)
- 3 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後給与条例第9条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。
(規則への委任)
- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。